

II 防除指針編成方針と利用上の注意

本指針は、農作物の病害虫及び雑草の防除に関し、宮城県において効果的な防除方法及び農薬の使用方法等を示したものである。また、本指針は指導者向けに作成している。

1 掲載した農薬

本指針に掲載した農薬は、農薬取締法に基づき令和6年11月30日現在で登録されているものから選定している。本指針公開にあたり採用している農薬検索システムは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が公開する農薬登録情報を基に作成されており、農薬検索システムに最新の情報が反映されるまでには、数日程度のずれがあること、また、同じ農薬名であっても製造メーカー、製造時期等により登録内容に相違があることもあるため、使用の際は、必ず農薬のラベルを確認すること。

本指針で取り上げた農薬は、原則として本県または東北各県の試験等で効果が確認されたものであり、農薬登録があっても必ずしもすべて掲載していない。（備考欄に“〇〇のみ採用”と記載）

なお、特殊な農作物及び病害虫等に対する農薬、防除方法については、その他の研究機関の試験等で効果が確認されたものも取り上げた。

2 作用機構分類

作用機構分類は、クロップライフジャパンの日本語翻訳版分類表（IRACの作用機構分類（2024年月版）、FRACの作用機構分類（2024年4月版）、HRACの作用機構分類（2024年3月版）に従い記載した。これら作用機構分類については、防除体系検討や薬剤抵抗性対策の参考とする。

3 使用量・希釈倍率

乳剤及び水和剤等で「150～300L」等と記載した10a当り散布液量（または希釈水量）は、作物の生育段階や散布作業等を考慮した目安である。試験研究成果等に基づく特殊な場合については、使用基準に定められた範囲内の数値で記載（使用量は原則として10a当りで表示）し、そのことについて都度各農薬の備考欄に表示した。

農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された使用量・希釈倍率を遵守すること。

4 使用時期・収穫前日数

殺虫剤及び殺菌剤の「耕種的防除法」の項では、防除計画策定等の参考とするため、平年の気候及び生育を前提とした防除時期の目安として「防除適期」を記載した。

農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された使用時期・収穫前日数を遵守すること。

5 使用回数

農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された有効成分ごとの総使用回数を遵守すること。

6 その他

- 1) 農薬名は、原則として製造会社名を除いた商品名で表示した。ただし、同一成分で同様の商品名を持つ農薬が製造会社ごとに複数存在し、それぞれ登録内容（対象作物、対象病害虫、使用量、希釈倍率等）が異なる場合があるため、当該農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された登録内容を十分に確認すること。

- 2) 登録内容の範囲内ではあるが、試験研究成果等に基づく特殊な使用方法については、各農薬の備考欄に記載した。
- 3) 本指針は、県内一円を対象にしているので、それぞれの地域における病害虫及び雑草等の発生及び農作物栽培実態を把握して、農薬の適正な使用に努めること。
- 4) 水質汚濁性農薬や特異な毒性作用のある農薬は、特別指導事項の内容を遵守すること。

農薬の登録内容は随時変更されるので、農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された登録内容を確認し、使用の指導に当たっては下記により最新の登録内容を確認すること。

《農薬の登録情報》

農林水産省「農薬登録情報提供システム」 <https://pesticide.maff.go.jp/>

《作用機構分類》

クロップライフジャパン「RACコード(農薬の作用機構分類)」 <https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

7 本指針の凡例等

1) 人畜毒性

毒：毒物、劇：劇物、普：普通物（劇・毒物に該当しないもの）

2) 「防除適期」と「使用時期」

防除適期：平年の気候及び生育を前提とした防除時期の目安で、作業計画策定等の参考とするもの。

使用時期：農薬登録に基づく使用時期。

作物の生育段階、作業時期、または使用できる収穫前日数等で記載した。

農薬を使用する際には、農薬容器のラベルに記載された使用時期を遵守すること。